

京都市告示第 34 号

道路法第18条の規定に基づき、次のように道路の区域を変更します。

その関係図面は、京都市建設局において告示の日から14日間一般の縦覧に供します。

平成18年4月14日

京都市長 梶本 頼 兼

道路の種類 府 道

路線名及び道路の区域

路線名	区 間	旧 新 別	延 長	敷地の幅員
大山崎大枝線	西京区大原野石見町519番地の4地先 から	旧	メートル 30.80	メートル 5.50 ~ 6.00
	同区大原野上里南ノ町763番地の3地 先まで	新	30.80	6.00 ~ 8.50

(建設局道路部道路明示課)